

議案第 2 1 号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 1 1 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

山都町介護保険条例において、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率等を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度及び令和3年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

山都町介護保険条例(平成17年条例第101号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度及び令和3年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,200円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度及び令和3年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,200円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度及び令和3年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,200円」とあるのは、「58,800円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,200円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,200円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,200円」とあるのは、「58,800円」と読み替えるものとする。</p>